業　務　規　定

制定　平成２１年２月３日

（目　的）

第 1 条　この規定は、当会社の業務を執行するための基本的基準を定め、公正な運営と能率の向上をはかることを目的とする。

（基本原則）

第 2 条　業務は、千葉県園芸用廃プラスチック処理対策推進事業実施要領にもとづき、千葉県農業用廃プラスチック対策協議会と市町村廃プラスチック対策協議会が処理する廃プラスチックの取扱を受託する。

２．事業は、事業方針および経営計画にもとづき業務遂行に関する具体的方針・計画を策定し実施する。

（実施の細目）

第 3 条　事業の実施方法・処理手続きに関する要領等を定める場合は、この規定または各規則等にもとづくものとする。

（業務の内容）

第 4 条　業務における基本的な内容は次のとおりとする。

(1) 処　理

農家から排出する農業用廃プラスチック等の処理および委託処理

(2) 加　工

塩化ビニールフィルムの成形再生加工

(3) 販　売

成形再生加工品（グラッシュ）の販売

(4) 在庫管理

「棚卸資産管理要領」にもとづき管理する。

(5) 契約の締結

取引先との契約は、原則として文書をもって締結するものとする。ただし、軽易な取引については、所定の手続きにより実施することができる。

(6) 債権管理

「債権管理規則」にもとづき実施する。

（事故処理）

第 5 条　商品等に生じた事故については、証拠にもとづき責任区分を明らかに

し、速やかに解決するものとする。

付　　則

（制定・改廃）

1. この規定の制定・改廃は、取締役会の議決を経て社長が行う。ただし、軽易な事項については、社長が決定する。

（疑義解明）

2. この規定の解釈その他の疑義は、社長が決定する。

（施行期日）

3. この規定は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。